

# 表 彰 規 程

## (目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人徳島県スポーツ協会（以下「本会」という。）定款第4条第1項第5号の規定に従い、スポーツ関係の表彰について必要な事項を定め、徳島県においてスポーツの普及及び発展に貢献した者の功績を称えることによりスポーツの振興を図り、あわせて、県民の体力向上及び健康増進に資することを目的とする。

## (表 彰)

第2条 次に掲げる表彰種別ごとに、スポーツ活動に顕著な功績又は模範として推奨するに価する業績のあった者を表彰する。

- (1) スポーツ功労者表彰
  - (2) スポーツ指導者表彰
  - (3) スポーツ特別優秀者表彰
  - (4) スポーツ優秀者表彰
  - (5) スポーツ奨励賞表彰
  - (6) 生涯スポーツ賞表彰
- (被表彰者の推薦及び選考)

第3条 被表彰者の選考は、原則として本会加盟団体（市町村体育・スポーツ協会を含む。以下同じ）に登録されている者を対象として行う。

- 2 本会加盟団体は、各表彰種別ごとの規定に該当すると認められる者（以下「被表彰候補者」という。）について、随時、調書を添えた推薦書を本会に提出するものとする。
- 3 前項の規定によるほか、本会専門委員会も被表彰候補者を推薦することができる。
- 4 前条第3号及び第4号について、国民スポーツ大会で優勝または入賞した者については、本会広報・顕彰委員会が推薦するものとし、本条第2項の推薦書は必要としない。
- 5 被表彰者は、本会広報・顕彰委員会の選考を経て、理事会で決定する。

## (表彰の日)

第4条 表彰は、毎年2月11日（建国記念の日）に行うものとする。ただし、やむを得ない事由のあるときは、この限りでない。

## (スポーツ功労者表彰)

第5条 スポーツ功労者表彰は、徳島県におけるスポーツの振興に努力し、その功績が特に顕著な満40歳以上の者で、次の各号の一に該当する者に対して行う。ただし、過去にこの表彰を受けた者は除く。

- (1) 本会加盟団体の役員又は指導者として、10年以上従事した者（役員及び指導者として、合わせて10年以上従事した者も含む。）
- (2) 前号に規定するものの外、徳島県におけるスポーツの振興及び発展に特に尽力した者

## (スポーツ指導者表彰)

第6条 スポーツ指導者表彰は、スポーツ特別優秀者表彰及びスポーツ優秀者表彰に該当する者の育成に、功績が特に顕著である実質的な指導者に対して行う。

## (スポーツ特別優秀者表彰)

第7条 スポーツ特別優秀者表彰は、スポーツ活動において特に優秀な成績を収めた者で、次の各号の一に該当する者

に対して行う。

- (1) 全国大会において優勝した者
- (2) 国際大会に日本代表として参加した者
- (3) 日本新記録、高校日本新記録又は中学日本新記録を樹立した者
- (4) 前号に規定するものに匹敵又はそれ以上の成績を収めたと認められる者  
(スポーツ優秀者表彰)

第8条 スポーツ優秀者表彰は、スポーツ活動において優秀な成績を収めた者で、次に該当する者に対して行う。ただし、前条に規定する表彰を受けた者は除く。

- (1) 全国大会において入賞した者  
(スポーツ奨励賞表彰)

第9条 スポーツ奨励賞表彰は、スポーツ活動において奨励に価する優秀な成績を収めた小学校児童で、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- (1) 本会広報・顕彰委員会が認めた全国大会において3位以内の成績を収めた者
- (2) 学童日本新記録を樹立した者  
(生涯スポーツ賞表彰)

第10条 生涯スポーツ賞表彰は、シニア世代となってもスポーツを実践する者で、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- (1) シニア世代を対象とする本会広報・顕彰委員会が認めた全国大会において優勝した者
- (2) 永年にわたりスポーツを実践し、現在も活動を継続している満80歳以上の者で、生涯スポーツのあるべき姿として他の模範となる者。ただし、過去にこの表彰を受けた者は除く。  
(特別表彰)

第11条 特別表彰は、第2条に規定する表彰のほか、広く県民に敬愛され、県民に明るい希望及び活力を与える顕著な功績を残し、県民の誇りとなる次の各号の一に該当する者に行う。

- (1) オリンピック大会及びパラリンピック大会において、メダルを獲得した者及び連続して出場した者
- (2) その他、特別な場合で、本会広報・顕彰委員会が認めた者  
(感謝状)

第12条 感謝状は、第2条及び前条に規定する表彰のほか、次の各号の一に該当する者に贈呈する。

- (1) 当該年度の文部科学大臣表彰及び国民スポーツ大会功労者表彰を受賞した者
- (2) 徳島県におけるスポーツの振興及び発展に尽力した者で、本会広報・顕彰委員会が特に必要と認めた者  
(補則)

第13条 この規程について必要な事項は、徳島県スポーツ協会表彰規程運用基準による。

## 附 則

- 1 この規程は平成24年4月1日から施行する
- 2 この規程は令和2年4月1日から改正して施行する。
- 3 この規程は令和3年4月1日から改正して施行する
- 4 この規程は令和6年7月10日から改正して施行する